

平成 3 0 年

第 2 回東栄町議会定例会 会議録

(第 3 日)

平成 3 0 年 6 月 1 9 日 (火)

平成30年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年6月19日(火) 開会 午前10時00分
閉会 午前11時29分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

1番 伊藤久代	2番 原田安生
3番 村本敏美	4番 森田昭夫
5番 加藤彰男	6番 山本典式
7番 峯田明	8番 柴田吉夫
9番 伊藤紋次	10番 伊藤芳孝

不応招議員 なし

出席議員	1番 伊藤久代	2番 原田安生
	3番 村本敏美	4番 森田昭夫
	5番 加藤彰男	6番 山本典式
	7番 峯田明	8番 柴田吉夫
	9番 伊藤紋次	10番 伊藤芳孝

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前地忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	病院管理係長	高尾公彦
住民福祉課長	原田英一	経済課長	金田新也
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸 書記 神谷純子

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第 42 号 東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 43 号 東栄町町税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 44 号 平成 30 年東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 45 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 同意案第 2 号 東栄町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 7 意見書第 1 号 「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会の継続審査について

----- 開会宣言 -----

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員数は10名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から、『平成30年第2回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布申し上げてあるとおりでございます。

----- 議案の追加上程 -----

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りいたします。日程第5の次に、日程第6、同意案第2号『東栄町教育委員会教育長の任命について』と、日程第7、意見書第1号『「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書（案）の提出について』と、日程第8『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の3案件が、本日追加提案されましたので、上程したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって日程第6、第7、第8を追加することに決定いたしました。

----- 委員長報告 -----

議長（伊藤芳孝君）

日程第1、『委員長報告』を行います。去る、6月8日の本会議において、各委員会に付託いたしました案件に対しての審査結果につきまして、各委員会に報告を求めたいと思います。

始めに「総務経済委員長」の報告をお願いします。

（「議長、8番」の声あり）

はい、総務経済委員長。

8番（柴田吉夫君）

報告に入る前に一言申し上げたいと思います。昨日の朝、大阪北東部で通勤通学中におきまして大きな地震がありました。不幸に亡くなられた方あるいは亡くなられた小学校の児童はじめ高齢の方、あるいは100名を超すお怪我をされた多くの皆さま方にお悔やみとお見舞を申

し上げたいと思います。また被災された方々・地域におきましては、1日も早く以前の生活に戻られますようご祈念を申し上げたいと思っております。

それでは、総務経済委員会付託事件審議の報告をさせていただきます。

総務経済委員会は、6月8日本会議において議案3件を委託されました。これをうけ6月13日（水）午前10時より会議室において、委員全員と執行部より町長はじめ副町長、所管課長、主幹、課長補佐、係長と議会事務局長出席のもと、付託された議案3件について審議いたしました。審議の経過と結果についてご報告をいたします。付託された議案は、議案第42号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』、議案第43号『東栄町町税条例の一部改正について』、議案第44号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）関係分』についての3件であります。

はじめに議案第42号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』の件を議題とし、質疑に入りました。委員より「特殊勤務手当は新旧対象表にある火葬業務と診療業務しかないのか」、担当より「新旧対照表に載ってるものだけである」との回答。委員より「改正は診療業務の夜間看護手当であるが、他には改正の必要はないか」、担当より「そのとおりである」との回答。以上で質疑を打ち切り、討論に入るも討論も無く議案第42号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第43号『東栄町町税条例の一部改正について』の件を議題とし、質疑に入りました。委員より「本条例改正は機械装置等に対する固定資産税を0にするということと思うが、町内でいえばどのような職種・人が該当するのか」、担当より「資本金1億円以下の法人、従業員1,000名以下の個人事業主が対象となる」と回答。委員より「個人1,000人以下の会社は対象にならないのか」、担当より「個人も対象となる」と回答。また委員より「機械装置等とあるが固定した機械・車両・重機等、会社が求めたものに対して対象となるということではいか」、担当より「対象は旧モデルに比較して年平均1%以上生産性が向上する機械で、経産省から示されているのが機械装置、測定工具や検査工具、器具備品、建物附属設備、この4種類が示されている」との回答。委員より「車両はどうか」、担当より「車両は含まれない」との回答。委員より「重機類はどうか」、担当より「重機類については、経産省に協議することとなっている」との回答。委員より「交付の日から施行するとあるが、遡及の措置はないか」、担当より「事業所からの計画書を町が認定し、認定以降の設備の導入が対象になるということで、今回は遡及の措置はない」との回答。委員より「条例制定により交付税算定がされるとかポイントが上がるとした説明であったが、具体的にどのようなことか」、担当より「認定されることにより、補助金の加点、固定資産税の優遇措置が受けられる」との回答。委員より「今後施設整備について計画書を作り町の認定を受けることについて、必要な条例との認識でいいか」、担当より「そのとおりである。計画書提出にあたり労働生産性が3%以上、東栄町の場合商工会の認定を受け、町に提出をする。適用はそれ以降の設備導入のものである」との回答。以上で質疑を打ち切り討論に入るも討論も無く、議案第43号『東栄町町税条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第44号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）関係分について』を議題とし、補正予算説明書総務経済委員会所管の歳出2款総務費、5款農林水産業費、12ページ13ページ17ページの質疑に入りました。委員より「12ページ一般管理費13節のシステム改修委

託料について国の補助金が決まったことによる補正か。当初予算でシステム改修は計上できると思うが補正対応の理由は」、担当より「国の補助金決定と、一部当初予算に計上漏れがあった。今回の改修は2点でマイナンバーカードの記載充実、データのやりとりのルールがときどき改正となり、これに対応するための改修である」との回答。続いて6款商工費、8款消防費、10款災害復旧費、12款諸支出金、18ページ19ページと22ページから25ページまで質疑に入りました。特に質疑なく以上で歳出を終わり、歳入は総務経済委員会所管分全般について説明書3ページから11ページまで質疑に入りました。委員より「前回10年間の財政見通しを出していただいた。今回補正予算では多額の起債借入と基金の取り崩しをしている。提出された財政見通しの数字の中には、今回の多額の起債借入と基金の取り崩しは織り込み済みか、入っていないのか」、副町長より「今回の補正分には含まれていない。今後歳出等を精査する中で実施計画を作りながら今回分も含めていきたいと考えている。今回は一時的な支出であり、今後の財政シミュレーションの中で補正分が影響することはないが、8,000万程度ほど過疎債が増えており、これについては再度精査しシミュレーションを作りたい」との回答。委員より「織り込み済みでないということであれば、今回の数字は大きいし今後に影響も出ると思う。国の交付税も今以上に見込める状況でないし、本町は少子高齢化で税収も減少経過にある中で今後の財政影響がないとは思えない。今後についてどう考えるか。また保育園建設でも詳細について別の委員会で検討するであろうが、住民・関係者の意見であれもこれもあった方がいい、これもつけてあれもつけて聞いていれば予算がいくらあっても足らなくなる。当初の設計から考えてみても今回の補正予算は大きすぎるし、今後も担当者との詳細折衝はやっているのか」、副町長より「保育園建設については、皆さんの意見を聞いた中で進めてきた経緯がある。全ての要望を聞いた訳ではない。整理し要望に近づけること、子ども達のことも含めた中で数字を出した。今回5,000万円という数字は大きい、これも含め財政計画を見直したいと思うし当然影響も受けると思う。来年度からの実施計画を策定する中で、これらも含めて枠組みを決めたいと思う。当然財政計画も含まれるので整理をしたいと考えている」との回答。委員より「住民の希望・要望はたくさんあると思うし、全て聞いているとは思っていない。議会で視察したところは、90名定員で9,000万円ほどで建設されている。今回補正で5,600万の補正が出るということは異常な数字と思う。子どもたちのためにという意味は分かるが、大事なことは子どもたちが健全な発育が出来るようにハード面よりもソフト面で考えていくべきだと考える。このことを執行部をお願いするとともに、提案をさせていただく」。委員より「当初予算、本補正予算においても一般財源をあてることが厳しいことから、財政調整基金をあてると理解している。当初予算編成時に地方交付税・町税を95%以上あてており、今後のことも考慮すると一般財源が厳しいことから財政調整基金をあてたとの理解でよいのか」、副町長より「予算編成にあたり財源見通しは立てている。本年度やるべき仕事を整理する中で今回病院に対する操出金については、今の所財源が見込めないということから財政調整基金をあてた。当初においても財政調整基金をあてた経緯があり、前年度決算が固まり次第財政の調整をするが、現段階では財政調整基金をあてることしかないと考えている」。委員より「一般財源の見通しが分からない中で、財源確保が厳しいから基金を取り崩すということか」、副町長より「現状の予算の中で、一般財源の見通しを多く見積もることは些か危険であると思われる。言われるように今年度は難しい状況である。また委員より「財政調整基金を運転資金のように受け止めるが、運転資金には一時借入という手段もある。9月には決算が出て財源が固まると思う。以降は財政調整基金を取り

崩すというようなことはないと思ってよいか」、副町長より「財政調整基金の考え方は、事業実施の中で不足分を補うための財源であると思っている。財政調整基金は、目的基金ではなく財政上でも一般財源で取り扱われている。今後については財源に不足が生じた場合、財政調整基金をあてるということはありうると考えている」。委員より「大災害が発生した時の復興費用等の財源は財政調整基金があてられると思う。福井県の方では本年当初雪害対策で財政基金を使い果たしてしまい、職員給与を減額するというような事が新聞に掲載をされていた。財政運用をしっかりと検証したうえで、行政運営にお取り組み願いたい」との要望。以上で質疑を打ち切り、討論に入りましたが討論も無く、議案第44号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）関係分について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で付託された議案の審査は終了いたしました。内容についてご確認されたい方は総務経済委員会会議録を閲覧されるようお願いをいたします。閉会は10時30分でした。委員長報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

総務経済委員長の報告がおわりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務経済委員長の報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、「文教福祉委員長」の報告をお願いします。

（「議長、5番」の声あり。）

はい、文教福祉委員長。

5番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結を会期規則第39条の規定により報告いたします。

本委員会には議案第44号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について』の関係分、議案第45号『平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第1号）について』の計2議案が付託されました。6月14日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。以下審査において質疑答弁があった議案について、またその他として協議された主な内容を報告いたします。今回東栄病院の関係での関連質疑の報告もありますので、少し報告が長くなりますので事前にご了解ください。

はじめに議案第44号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について』関係分の質疑です。委員より「14ページの保育園費の補正額は、材料の高騰などが理由か。増額分は駐車場整備など新たに増えた工事なのか」の質問がありました。住民福祉課長より「5月23日の全協でも説明したが、設計業者が最終的に設計積算した段階で高くなった。設計業者からは建設コストが上昇して全体的に高くなると説明を受けている。新たに北側の駐車場や保育園園舎の東側車寄せの屋根、野外のトイレなどの現場の職員の意見などで増えた部分もある。また調理室も一部増えた部分がある」との回答でした。副委員長より「当初の4億円

から増額になっているが、計画が緩いように思う。今後も費用が増えることはないか。設楽町の名倉保育園の経緯も聞いたが業者が要求するところもあると聞く。いい保育園を建ててほしいが、東栄病院の件もありしっかりと計画を進めて欲しい」との意見がありました。住民福祉課長より「当初4億円から14%ぐらい増えている。経過として当初の計画は990㎡で名倉保育園でも3億9,600万円だったので、4億円でスタートした。第1次の基本設計で、コストも含め規模を770㎡まで圧縮した。その結果現場の職員の意見、保護者の意見等で規模が838㎡に増えた。実施設計に入ってコストをなるべく縮減したかったが難しかった。現在建築の審査まで終えて契約手続きに入っている。設楽町の道の駅建設の入札不調もあったので、そういう心配が全くないわけではない。今後しっかりと進むように努力したい」との回答でした。議長より「厳しいスケジュールだが、地元材の利用はどうか。小学校建設時にも材料の乾燥での手間や遅れなどがあったが、愛知認証材はどこの材が分かるのか。大治町が東栄町の材で椅子やベンチを作ったように注文や指示は出せないのか」の質問がありました。住民福祉課長より「木材を使う場合の補助要件が愛知認証材という材料の使用であり、東栄町の材料を使うという設定にはなっていない。愛知県が認証した材料なので材料購入に時間がかかったりして後期の遅延に繋がることはない」と設計業者からは聞いている。大治町の事例のようなことも可能であるが、今回は愛知県認証材という形で発注している。もっと以前から材料を具体的に指定して工事をやるやり方をすれば出来ないことはなかったが、今からではできない」との回答でした。委員より「21 ページ社会教育費B&Gセンターインストラクター養成講座研修負担金は町職員の派遣費用か。この研修に関わる業務に年間どのくらい従事するのか」の質問がありました。教育課より「町職員が既に沖縄で研修を行っている。今年はしっかり指導していきたい。関係する業務として夏の水泳教室や生涯学習のカヌー教室などがあり、7、8月に20回程予定している。その後もスポーツ教室を増やしていきたい」との回答でした。議長より「20 ページ魅力ある愛知キャリアプロジェクト委託料について、米作りをしているが学校行事での位置付けはどうか。米を作るだけではなくそこからいろんなことを学ぶこともある。対応して頂く方も高齢であり、今後のことも検討しているのか」の質問がありました。教育課より「毎年小学校で米作りをしている。今年度のキャリア教育の補助金は4年に1度の事業である。米作りと町内の働く人にインタビューをして、それをもとに東栄町を活性化するためのプランを考えて情報発信するという2つの事業を県の補助金を受けて行う予定である。今後お願いする方も含めて、事業内容などを小学校と話し合いながら検討していきたい」との回答でした。委員より「9 ページ財政調整基金繰入金の関係で、今回の補正で財政調整金から一般財源に繰り入れた判断を伺いたい」との質問がありました。副町長より「今回の財政調整基金の繰り入れは、補正予算の財源不足に充当している。なお、保育園関係の歳出は一般財源の770万円と、あとは記載で対応している。今回の6,800万円余りの繰り入れは病院での繰出金が5,000万円ほど増えたことが主な理由である。財政調整基金は、今年度必要な事業で不足した部分にあてている。今回も病院での繰り出しが必要と判断し、その一方他の財源が6月段階で見込めないため財政調整基金を取り崩して充当している」との回答でした。

次に議案第45号『平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第1号）について』の質疑です。議長より「7 ページの給与費について給与全体が4,298万円増額になっているが、医師給は減額し報酬は6,172万円の増額となっている。もう少し説明を

していただきたい。人件費の総額はせせらぎ会の時と比べてどうか」との質問がありました。東栄病院より「正規職員臨時は給料に入っている。報酬は丹羽院長と非常勤職の浜松医大・ハートセンター・新城市民病院の医師分などが入っている。丹羽院長分は当初は医師の給与だったが今回報酬に変えた。平成 29 年度決算は 4 億 9,462 万 2 千円で、今回補正後は予算上で 1,181 万 2 千円の減となり 2.4%ぐらい下がっている」との回答でした。

なお東栄病院に関する関連質問がありましたので、要旨を報告いたします。委員及び議長よりそれぞれ「東栄病院は 40 床の病床であるが、看護師も 30 人くらいで入院体制としてカバーできると聞いている。しかし実際は 15 人の入院患者で看護師は 5 名でできるところを 10 人でやっているのか。実施どのようなやり方で運営しているのか。また、看護基準 13 対 1 を維持して 40 床でやっているが 20 床にすれば看護師を減らせないのか」。続いて「ベッド数を減らしても点数を取れる方法はないのか。」さらに「入院の代替施設は今後 9 月まで考えたとあるが、有床診療所はお金が掛かるので考えないという方向ではなかったのか。どう考えているか」との意見・質問がだされました。

看護師配置についての回答です。東栄病院より「病院の看護体制は入院患者 13 人に 1 人の看護師がつくというような形で 13 対 1 という形でしている。今の看護師の状況は夜勤ができる看護師、できない看護師がいて、13 対 1 を取るために夜間も看護師を 2 人に介護士をつけている。病棟の看護師だけでは足りない時もあり、外来や透析からも応援している。昼間は余裕があるように見えるが、夜間を考えると余裕がないという状況」との回答でした。町長より「13 対 1 の基準で 40 床を満床にしても回せるが、今入院患者が半分になっても看護師は必要である。患者が少ないときに看護師を減らせば 13 対 1 の基準が取れずに報酬が減ってしまう。特別入院基本料がもっと下がる。13 対 1 の基準がクリアできないと病床は埋まっても入院の報酬は増えない。その一方で、自宅にすぐ帰れないためどこかで面倒を見て欲しいという状況は、切実である。入院に変わるベッドをどうするかという検討を病院の医師に何回もお願いしているが、そこまで至っていない。そこで代替施設をどうするのか、9 月までの状況を見据えて当然検討していきたいが残念ながらその委員会が立ち上がっていない。もう 1 つは、介護職員の働き方をどうするのか。老健が無くなって介護保険の収入が入ってこない中、担当職員をどうするのか病院への繰入額がどんどん増えていく状況である。地域包括ケアシステムの検討をしながら病院検討をどうするかだと思う。北部医療圏でのベッド数について、新城市民病院、東栄病院以外の他の病院が療養型病床に転換している中で今後どうするかも 9 月までに検討していきたい」との回答でした。続いて住民福祉課長より「13 対 1 には 13 人から 14 人の看護師が必要であり、夜勤の制限も 1 人が最高 1 か月 72 時間のため、入院患者が 15 人でも 30 人でも 13 対 1 にはそれだけの人数が必要である。人件費を抑えるために、病棟の看護師や介護職を減らせば病棟の人件費は減るが収入は半分以下になる。来年 4 月に 19 床以下の無床診療所になり、特別入院基本料と診療所とほぼ同等となるのでその時の病棟の職員の人件費をどれだけ抑えるかという課題がある」との回答でした。重ねて町長より「病院を必要とする患者を一般病床として見るのか、療養型で見るのかを選択しどうしていくのかなんとかしていきたいというのが私達の思いである。13 対 1 が確保できないと病床の収入は増えない。既に収入が 3 億円減る一方で歳出の人件費は 1 億円しか減っていない。19 日の全協で丹羽院長と前事務長が来て説明するが、介護職が役割をもって仕事をしない限り収益は得られない。8 月までには方向を出したいと思っている。郡医師会の

要望も出てるので今後どうするかを含めて考えたい」との回答でした。委員長より「委員から出された看護師の配置の件は、国が通知など出している資料があると思うので国の基準となる資料を議会に出すことは可能か。国の指針や資料を担当課で用意して会期中に議長に渡していただきたい」との発言がありました。

次に入院代替施設についてです。町長より「当初の計画のスケジュールで進めていきたい。31年4月から有床診療所という方向で県にも説明しており、新しい医療センターの段階では病床は無理なので無床と考えている。現在の入院はほとんど療養型なので、2億円3億円の繰り入れをしてまで病院が必要なのか議論してきた。在宅で見れない場合、またすぐ家に帰れないという状況で預かる施設が必要だという意見もあるが、例えば介護型の施設にするのか、介護療養型医療施設に変えていくのかが議論されてこなかった。病院が納得してもらえず協議の立ち上がりが遅れている。現在要項を作成し検討委員会、協議会を作る予定であり、結論を出していきたい。9月まで数か月しかないので将来を左右する大きな事業であり、議会側も協議会や委員会に加わっていただくのがいいと思う。議会側がそうでないという事であれば定例会の議会だけで議論は足りないと思うのでそれに代わる場を作っていただければと思う。9月までに方向性を出し住民にも理解していただいた中で方針を作っていきたい。心配な点は看護師体制が13対1でギリギリでこれが崩れて特別入院基本料になった場合は、収益が下がる可能性がある。今から診療所に向けた体制を病院でも考えていってもらいたい」との回答でした。委員長より「病院関係は今後の医療センターを含めて多岐にわたるテーマ・検討課題がある。さらに基準の問題も含めて制度的な部分も抑えていく必要がある。今後文教福祉委員会で議論していく場が必要なのかさらに議会全体として必要なのか、議長と相談しながら委員の意見も聞きながらこの論議をどのように展開していくのか方向づけたい」との発言がありました。

その他で冒頭委員から「保健福祉センターと医療センターの設計委託料などの予算が差し替えられた経過と理由について説明を求めたい」との発言がありました。次のような回答がありました。町長より「入院の代替施設が決まっていないが医療センター・保健福祉センターの構想については執行側として年度ごとのスケジュールで決めたいという方向は変わらない。県の機関にも説明し、方針を変えるつもりはない。東三河北部医療圏の協議会で北設楽郡の副会長からなんとか病床を残してほしいとの要望が議長あてにも町長あてにも届いている。将来に渡って病床を残せるかわからないが、真摯に受け止めたい。代替施設をどうするのか、有床診療所で行くのかも含めて秋までに議論していきたい。9月議会で上程するつもりでいたがこれらのことも踏まえて、代替施設に変わるものを含めて委員会又は協議会を立ち上げて進めたい。しかし、病院側が委員を出せない状況もある。お願いして早急に立ち上げ議論する場を設けたい。無床診療所になることは東栄町にとって過去にない状況であり、医療としての立ち位置を見定めながら進めていきたい。そういう状況の中で上程を見送ったことを理解していただきたい」との回答でした。

続いて委員長より「産廃条例について資料を配布の上担当から説明をしていただく。当初バイオマス発電の件について、振興課主幹の土地利用調整条例で調整していたが、県の産廃施設との見解で住民福祉課所管の産廃条例との関係が出てきた。今後全体での議論の場があると思うが、所管の委員会としての条例のポイントを説明願いたい」との発言がありました。住民福祉課より「なせこの条例の適用を受ける可能性があるかは、条例第2条に産業廃棄物

関連の定義・意義が列記されているからである。今回のバイオマス・メタンガス発電は、条例施行規則第2条第3条に定める県知事の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当すると考えられ、この条例の適用を受けるかと思う。資料の比較表に条例の第5条から第19条まで列記しているが、手続きは事業者が県に産廃処理の許可を申請する前にしなければならない事項となっている。なお、産廃施設に該当するかどうかは県の判断により、県から産廃施設に該当するという見解を受けた段階でこの条例の手続きに入っていくという形になる」との回答でした。町長より「現在事前会議の中で対応している。今後は県がどういう判断をするかという状況である。業者の計画も不確かな部分があり、まだ正式なものでないと思う。地区懇談会で該当地区の方は非常に興味を持っており、県との関係も事務所段階である。私たちの受け止め方と業者とが全然違う点もあると思うので、今後慎重に対応していきたい。まだまだ不透明な点が多いことも理解していただきたい」との回答でした。委員より「地元で対策協議会などを立ち上げるという話はあるのか」の質問がありました。町長より「地元で対策協議会という話は聞いていない。議会終了後に正副区長会があるのでその場での情報は伝えたい」との回答でした。以上で文教福祉委員会の審査報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、文教福祉院長の報告に対する質疑を打ち切ります。

以上で各委員会の委員長報告が終了いたしました。

----- 議案第42号 -----

議長（伊藤芳孝君）

日程第2、議案第42号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。議案第42号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第42号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 42 号の件を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第 4 3 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

日程第 3、議案第 43 号『東栄町町税条例の一部改正について』の件を議題といたします。
議案第 43 号の質疑に入ります。質疑はございますか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 43 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。
討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第 43 号の件を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号『東栄町町税条例の一部改正について』
の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第 4 4 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 4、議案第 44 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について』
の件を議題といたします。議案第 44 号に質疑に入ります。はじめに、補正予算説明書の「歳
出」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の 12 ページから 25 ページまでで
ございます。質疑はございませんか。
（「議長、3 番」の声あり）

はい、3 番。

3 番（村本敏美君）

1 点確認という事で質問をさせていただきます。14 ページの民生費、保育園費の中の補正が 5,600 万程出ているんですけども、今回の議会で議決をされれば以前配布されましたスケジュール表がありますけども、そのように粛々と進めていくということによろしいかどうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

はい、そのとおりで結構でございます。

議長（伊藤芳孝君）

ほかよろしいですか。

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番。

6 番（山本典式君）

14 ページですけども、今回の補正額につきましては 6 月という事の中でなぜこんなに多額の補正予算になったかということですけども、私なりに考えたみたわけですけども、所管の住民福祉課ですか、この課が「医療センター」はじめ「保育園」こういった大型事業を 2 つ抱えて、特に保育園につきましては来年 4 月の開園という事で進めてきたという事の中で、やはり職員にだいぶ負担があったんじゃないかということを思ってみたわけです。というのは、とにかく当初予算に計上しなければならないという事で、計上はしたものの結果的には例えば、国庫補助金につきましてもおそらくこれ通常のあれでやればそんなに間違いはないと思うんですけども、5 千万強の国庫補助金が入るという中で半分以上 3,249 万 9 千円の減額となったという事です。これはかなり大きな金額です。例えば県に聞いてみるとか、いろいろな保育園に聞いてみるとかいろいろなやり方があると思うんですけども、これはこれだけ違ってくると減額になってくるということと、それから追加工事費でこれも 5,624 万 6 千円ということで、これ合わせると起債といえども実質 8,874 万 5 千円の町費の上乗せとなるということで、これにつきましては総務経済委員会の中でも委員からもありましたけども、やはり私立の保育園だと 1 保育園建設出来てしまうようなそれに近いような金額だと、いかに大きいかということを思うわけです。

当初予算に計上したそもそも 4 億円というのが、先ほど委員長報告の中にありましたけども、名倉保育園の 3 億 9 千万そこらあたりを参考にして載せたというような私は理解してまんですけども、そうなるのととにかくその急ぎようが手に取るように分かるということです。当初予算でも 4 億円というのは、東栄町のどこに建てるかによって参考にして、概算にしても積み上げた数字じゃなくて他市町村のそういったものを参考にして、ざっくりと当初予算に載せて動き出したというような、私はそういうようなイメージを持ったわけです。

私も何度も質問した経緯の中で、本来プロポーザル方式でやったということですが、プロポーザル方式っていうのは私はこう思うんです、間違いがあれば指摘してくれればいいんですけども。まずは設計者を決めると、設計者が決まればその後に設計者といわれる町の幹部っていうんですか、課長以上かわかりませんがそういった町の方の出席と、それから保護者の方の出席を得て、設計者とのいろんな議論の中で固めてく。プロポーザルというのは私はそういう理解を持ってるんですけども、そうなってくるとその中で十分協議して議論したうえで建設費を固めて予算化していくものじゃないかなということを思うわけです。そうするとむしろ当初に4億円予算化して議会の方でも、賛成多数で進めておるわけです。ですからあくまでも4億円というのは私は守られるべきだとは思ったんですけども、それがこういう結果になったっているのは、私はそういうこの建設・開園までのシナリオが問題ではないかと、私は強く思ったんですけどもその点どうですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

はい、急ぎ過ぎたあるいは職員の手が足りなかったのではないかとのご指摘だというふうに総体的には思っております。その中で若干説明を加えさせていただきますのは、まず名倉保育園の単価を使ったことは間違いのないわけですが、名倉保育園が3億9,600万円ではございませんので、名倉保育園は5453.96平方メートルで1億8,600万円、これは税抜きの数字でございますが、それで単価をはじくと約40万円となります、1平方メートルあたり。当初プロポーザルの予定が990平方メートルでございましたので、990平方メートルに40万円をかけた3億9,600万円を丸めまして4億円の予算のお願いをしたという経緯がございます。

最終的に5月23日の全協の折にも説明をさせていただきましたが、最終的に基本設計が一応落ち着いたといいますか、最終的にはあの面積になったのは2月の13日でございます。それが最終的な説明会、住民の説明会の日、保護者の説明会の日でございます。その段階では4億を少し出ておりましたが、ほぼ4億で行けるだろうという中で実施設計に入った中でこういった状況が生まれてしまったということでございますので、確かに期間は短くございましたが、先ほど言われたように医療センターあるいは保健福祉センターの関係と担当は全然異なっておりますので、私は両方に関わっとるわけですが、そういったことでいろんなものが後手に回った分は比較的短くあったかもしれませんが、事務的な部分で間違った手続きを進めてきたというようなこともございませんので、その辺は実際に額が増えてしまったということでご理解をぜひお願いをしたいと思います。

（「議長、6番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6番

6番（山本典式君）

積み上げはとにかくとしましても、繰り返し言うようですけども私はそもそもこの保育園の建設をやるんだと、やりたいんだということが出てきた経緯そのものが突発的だったという事を思うわけです。そういう中で、今その進め方で2月の13日って確か課長言ったんですけども本当はそういう事の中でも、既に当初予算入ってく、固める時期じゃなかったかと思うんですよ。それと並行して保護者の人の意見を聞いたりした。そういうことの中でこのじゃあ4億円というのは一体なんの意味で取ったか。今言うのは私はストレートに考えて名倉保育園という事を申し上げたんですけども、委員長報告の中に私そういうのあったというような感じがしたんですけども、じゃあ名倉保育園で3億9千万だからこうだというような、4億にしとけと。だけど一方じゃ細かい積算というんですか、そういうものの意見を交換しながらやってる。じゃあそれなら4億円取ったその理由ってのはどこにあるんですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

何度も繰り返しですが、名倉保育園の平方メートルあたりの単価、建築面積に対しての単価を取りまして990平方メートルという想定がございましたので3億9,600万円。それを丸めて4億円ということでやってます。

もう1つの抑えとしては、先ほど言いましたように2月13日、約4億で基本設計の概算では出ておりましたので、行けるだろうということでありましたが、全体のコスト高騰あるいは増えた部分がかなりコストが全体に対して上がっているというようなことで、今回お願いしたような金額がどうしても必要になったということでもあります。

（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今までの進め方の議論だと思いますが、山本議員はそういう状況だというふうに受け止めていただいているように思います、私の方は子ども子育て会議、それから保護者についてはアンケート等を前年から進めてまいりました。そういう状況の中で、31年4月の開園に向けていくという状況を作って議会にもお願いをし、基本設計等の予算もいただいたという状況だというふうに思っております。そういった中でやはり先ほど課長が言いましたように最初は面積を抑えるつもりでした、私どもも。当初の状況はありましたが、しかしながら保護者の関係それから給食のところにつきましては保健所の指導等もありましたので、そういう状況の中で面積が少し広がったというような状況です。

それから、委員会の中でもお話をさせていただきましたが、設楽の状況と私どもの状況は合

うか合わないかは分かりませんが、前年の設計の分として基本設計の中では何とかなると思っていたんですが、そういった状況の中で外構の分で増えた分もございますし、単価もそのものが上がったというような状況にある中で、しっかりもう一度設計を見直してもらった状況だというふうに思っております。そういう状況の中で、予算を設計分を繰り越させていただいた、この議案にも3月にお認めいただいておりますので、そういう状況であったと私は思っております。出発点がそもそも山本議員とは違うという状況だと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「議長、6番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。3回目です。

6番（山本典式君）

これで終わりますが、まあいずれにしましても、結局保育園の今度の6月の補正がもう6月の予算を固めるっていうのは、もう5月とか4月の終わりごろにはある程度、今度は出さんならんということは分かっていると思うんですよ。そうすると、3月に当初予算を提出したということに、ばかに日にちの差はないと思うんですよ。ですから、町長が今そういう経緯を話していただけたもんですからいいとしても、ただ私たちが受ける方にしては4億に対する8,800万、起債8,100万ですけども、8,800万の増額補正っちゃうのは4億の事業に対して何%かってことを考えるとかなりのパーセント、25%かな、まあ上がるわけです。この金額だけを見ていろいろなことを想像するわけです。ですから、そういう意味においてはどのような理由があるかにしろ、やっぱり理解できるような理由でないと私は納得できないということを感じるわけです。ですから、いろいろ経緯を聞いた訳ですけども、いずれにしましてもこういうこと、それから全部起債でやらんならん。そういうようなことになってくると、やはりこれ5億に近い数字ですよ。ですから一方じゃ8,000万9,000万で1つの保育園作ると、敷地だけ入れても1億何千万だということ、理事長さんのお話があったよね大治町の。そういった中で5億になると。そういう金額だけは走ってやっぱり良い悪いという判断になってしまう。そういうものはやっぱりちょっとまずいんじゃないかなと。今後につきましては、そういう点についてやっぱりある程度根拠のあるものをきちんと作ると、そういう事が大事じゃないかなという事を感じるわけです。以上です。終わります。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

同じく14ページ保育園費のところですけども、1つ今回プロポーザル方式を採用しているわけ、町としてはこういう保育園を作っていきたいんだということを設計事業者等に説明

すると。その中で町としてその業者の提案ですとか、企画について判断をしてこの業者にしようというふうにするわけですね。ですからその部分の中で、ある面では設計者がイメージしている想定している事業のイメージと共に金額だとか詳細がはっきりしているのかどうかっているのが1つあると思うんですね。それと同時に町の側もさらにこれを詰めていくというような、ある面じゃこの調整とか創造的プロセス、共に作っていくという共同のプロセスが今回プロポーザル方式の大きな特徴だと思うんですね。その点では、そこでの大変苦労もあつと思うですし、今後町がこのプロポーザル方式っていうのが全体の今の自治体の中でも多く取り入れられている方式である。しかし一方で東栄町にとっては今回ある意味初めてやっていくような方式でもあったという点の、ここから経験を積んでいくという点になるかと思います。その点で今後事業を経て町の今後の事業の中においても方式について採用していきながら、また同時にこの経験を活かしていくとそういうお考えでよろしでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

やはりきっちと本当は当初予算の中に盛れるのが一番いいわけでありますので、今回のことも踏まえまして今後はそういう事も含めてやっていきたいと考えております。

議長（伊藤芳孝君）

はい、よろしいですかね、他は。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

それでは私も14ページ保育園費建設についてご質問いたします。

既存の保育園2園は昭和59年60年代に建設されて、まだまだ35年程度経過している状況であります。対応年数の半以内ではないかなと思っておりますが、建物を今度はまた新築にするという事がいまいち理解ができません。東栄病院の大事業もありますし、東栄町行政の根幹をなす役場の建設もないわけではないということを考え講義をする時期に、私は来ているのではないかなというふうに思っております。本論に移りますが、平成29年9月補正におきまして新保育園に関わる建設業務委託料、財源は一般財源を充当し2,160万円で委託業務を補正いたしました。町執行部に置かれましては、翌月設計業務プロポーザル第1次審査を実地されまして、12社から7社を選定し、11月には基本実施設計プロポーザル第2次の審査を行い、提案事業者のヒアリングによる契約候補者を選定されたように伺っております。

同月受注者は株式会社黒川建築事務所。これは名古屋にあるそうでございますが、契約金額は1,868万4千円で、納期は平成30年度末までと業務契約をされています。本年に入り

ましてから、1月の全協でこうした状況について説明がありました。この間、関係者は先進施設の視察、担当保育園職員、子育て会議保護者等により、検討会議が実施されたと聞いております。結果、現地設計に対して47件の見直し要望があり、町執行部はそのうち16件について修正が必要であると判断したと思い、本定例会に5,624万6千円の追加補正を出したと理解しますが、それでよろしいですか。まず1問目。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

流れとしていわゆる金額はそのとおりで結構ですが、件数のカウントの仕方は考え方がございますのでその今言った、柴田議員がおっしゃられた十数件という考え方かどうかというのはちょっと違うところがあるかもしれません。

（「議長、8番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

私が今言った47件の意見要望についてあったということについては、言われる通りの担当課から出してきた要望内容あるいはAランクであるか重要性であるかというようなものが、48件で後ほど提出された設計図の中でここをこうした方がいい、まあ1つの例を言いますと、車止めのテラスを付けた方がいいだとかあるいは芝の農園をつくって野菜を園児たちが作って食するというので、農園を作った方がいいだとか、というようなものを含めて16件の追加補正をしたいと私は受け取りました。これは後ほどご回答いただければ結構です。

今回の補正分を含めて、建設費用に関わる費用が今言う昨年度の費用が2,160万円。全て一般財源。それから30年3月に当初予算として計上されましたものが、設計管理費972万円、建設工事費4億円。計4億972万円、この財源は国庫補助、森林林業再生基盤づくり交付金5,940万円。地域福祉基金1億5,970万7千円。児童福祉基金6,444万6千円。起債、これはまあ過疎債だと思うんですが、1億2,400万円。一般財源が216万7千円。合計が4億972万円。こういうことであります。

続いて今回の補正であります、建設費が5,624万6千円。財源は国庫補助、先ほど言った森林林業再生基盤づくり交付金、これがたった3か月で55%も減ぜられてしまったと、45%しか交付して頂けないというものであります。したがって、予算書でいう国庫補助金のところの3,249万9千円は、当初は見込んだけどもいただけなくなっちゃったと。当初は3月ですから4、5と2ヶ月の間でどういう調整をされたかわかりませんが、それがいただけなくなってしまって減額せざる終えんということになってしまった。ということで、なお

また、過疎債につきましては8,100万円財源を当てております。これは今言う国庫補助金がいただけなくなっていましたので、このいただけなくなった部分を含めて借金で賄わなくてはならないということでもあります。また、一般財源は774万5千円。歳入歳出合わせた額が5,624万6千円という事であります。今までの建設に関わる費用を足しますと、歳出は4億8,756万6千円、歳入は同額の4億8,756万6千円を工面しなくてはならないという状況であります。財源の内訳の詳細につきましては、国庫補助先ほど言った、森林林業再生基盤づくり交付金が2,690万1千円で、全体の歳入を賄ううちの5.5%、それから児童福祉基金と地域福祉基金、まず地域福祉基金は1億5,975万7千円、児童福祉基金は6,444万6千円。合わせて2億2,415万3千円を基金を取り崩したということではありますが、これは歳入の内訳のうち46%に相当するのではないかなと思います。

2つの基金、基金と言っても預金ですから合わせて2億2,453万9千円あったものが、残金が1,491円しか残らない、これは今のベースですよ。これを予算書どおり予算が確定した段階で使っていくと想定すると両方の基金あわせて1,491円、福祉基金が520円、児童福祉基金が971円しか残りません、基金としては。起債がこれも過疎債だと思うんですが、全部のものをトータルすると2億5千万円、これは歳出総額の内訳の全体の42%というふうになります。そうすると最終的に自己財源が6.5%、依存財源、まあ依存財源と言っていいのか悪いのかわかりませんが、基金2つの基金とそれとあわせて借入金42%ですので合わせて93.5%、で財調が6.5%、こういうような状況でございますが、これが民間であるともう既に右肩下がりっぱなしでもう企業は崩落寸前、おそらく倒産間近という状況になります。

私は先だって、同僚議員の方から言われたことがありました、あった方がいい、あるいは付けた方がいいよということよりも、身の丈に合った施設の整備をするべきだと思っております。立ち止まって考え、再考する考えはおそらくないと言われるでしょうけれどもあえてお聞きをします。立ち止まってもう一度補正予算は通過しても実施はこれからでありますので、しっかり見直しを再考するという姿勢をとっていただけるかどうか質問をいたします。今後は、今まで以上に議会にも報告のみでなくて報告と同時に、皆さんご意見はありますかとそういう一言がいただきたい。そうすればその報告を受けて意見は意見として我々はこう思っておるよという発信ができる。そういう場づくりを私は作っていただきたい。いただけるかどうかこれも質問いたします。

最後に執行部はこのような状況を当たり前と思っておるのか、まだまだ冒頭言いましたように背中を追いかけて病院建設が出てくる。病院建設は特別会計だって言われるかもしれませんが、大きな財布は1つしかありません。そういう中で今の保育園と同じように、有り金残らず全部はたいて、残りは過疎債あるいは病院債かもしれませんが、それを使って1千万か3千万一般財源を投入すればできるというお考えというのは、非常に私は甘いのではないかなとこんなふうに思っております。全て、現町長の在任期間はあと9か月であります。私はこうしたことは現在恐縮ですが、非常事態に落ちいっておるのではないかなということを実感に思っております。東栄町が地図上から消えてなくならないようにどうか住民の生末をしっかりと遊ぶことがないような信念をもって進めていきたいと、そういうふうをお願いを申し上げるわけでございますが、今言った2点ほど担当課長のご回答をお願いします。以上です。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

まず、再考する考えはないかという点でございますが、既に 23 日にもお願いしましたように 4 月 1 日のスタートのために 4 億の予算内で分割発注という形式で建築工事については契約手続きを進めております。従いまして、今後の外構工事も発注をしていくわけですが、発注がお認め頂ければ。それについて今の段階で立ち止まるということは、保護者の皆さんあるいは住民の皆さんにも 4 月 1 日に新しい保育園をスタートさせるというお話をしてきたことと相互が出てしまう可能性がございますので、それはできないかなというふうに考えております。

それから 2 点目の場づくりのお話でございますが、これについても私ども不十分な点があったと思いますが、いろんな全協あるいはそういった場面でお話をさせていただきながら、そこで皆さんとお話をさせていただいたつもりでございましたが、それが不十分だというようなご指摘でございますので、その辺については今後そういった場をできるだけ作るとは行っていかせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですか。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほど言いました財源の懸念という点でございますが、だからこそ今やるんだというふうに思っております。保育園についても 2 園に運営、それからもともとこれ始まりが子育て会議の中で、保育園を建つという状況、新築だけを取り上げて来て財政的な話をそこに尽きるわけでありましたが、やはり保育サービス・子育ての中での施策をやるという総合計画の中にもちゃんと載っておりますし、そういう状況で私は進めてきたと思っております。

それから保育園の問題に絡めて、病院の問題を今お話をされましたが、病院こそ本当に今真剣に考えるべきかと思っております。以前もお話させていただきました、2 億 3 億という一般財源から繰り上がる額が増えてきてるわけです。これを今の状況でいいかというところだと思っております。それから以前もお話させていただいたように病院の建設金も遥か以前から積立てをし、東栄病院の老朽化に対応するという状況は作ってきたと思っております。そうした中で 11 年間の公設民営、これも反省材料がたくさんあるわけでございますが、やはりそこを見据えてこれから先、私の任期は先ほど言われた 9 か月しかないということでございますが、やはり将来の計画はそこの中にあって中長期やるわけでありますから、今お話をしましたように 30 年度が 3 か年計画がこれで切れる、31 年からの 3 か年計画をまとめておると言いますか、そういう状況でありますのでしっかりその辺の状況を見定めていきたいと思

っております。

それからここが今破たんをするという状況でという話でございましたが、前回示しました財政シュミレーションもしっかりまたここも検証しながら議会にもご提示をし、ご意見を伺いたいと思っております。従いまして議会と先ほど課長が言いましたように、そういった状況が少ないということであれば、しっかりまたそのことを進めてまいりたいと思いますが、現在示した保育園のいわゆる図面も議会にはその都度お示しをさせていただいておりますし、その分が変わっている状況ではないことも確かであります。従いまして、積算の段階で今回、森林の補助金が減ったというのは事実でございます。使う材料等によってなかなかそういう状況がつかめなかったという状況は特に反省する部分ではございますが、特に保育園については国に対する補助金が、保育園に対する直接的な補助金はないということはお承知かと思っております。そういう状況ではございますので基金対応、そしてなおかつ過疎債を充当させていただくという状況でありますので、決してそれが将来において重みになるということはないのではないかと私は思っております。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他はございませんか。歳出全般よろしいですか。

はい、次に「歳入」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の3ページから11ページまででございます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第44号の質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（山本典式君）

私は、今回の補正予算につきましては反対します。新保育園建設工事につきましては、追加工事としましては5,624万6千円と、国庫補助金の3,249万9千円の減額。結果的にはこれは起債といえども実質町費の負担になります。総額で8,874万5千円の補正額となる訳ですけれども、当初の4億円の建設工事からするとかなりの増額負担。財政面から考えても大いに研究する余地があったのではないかという事を思っております。以上の理由で反対します。

議長（伊藤芳孝君）

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今回の補正予算「1億8581万円」余において、主要な事業は「新保育園の建設費の増額」それから「東栄病院特別会計への繰出金」などです。

新保育園建設の事業は、これまで「子ども子育て会議」での検討とともに「保護者・保育園職員との協議検討」が行われ「他の自治体の保育園舎の見学」「近藤先生を招いた保育の学習会」「設計業者も含めたワークショップの活動」などの様々な取り組みが進められてきました。これらの活動は「この町の子育て環境、そして保育環境をより良くしていきたい」という若いお母さん・お父さん、役場職員の献身的な努力によって作られてきました。

このような経過のなかで当初の計画と比べて、規模や設計内容が一部変更となり、また経済状況の変化に伴い建設コストの上昇などによって建設費の増額が必要となってきました。その経過はこれまでも担当課から説明されてきましたが、財政状況の厳しいなかにおいて「新保育園建設を通して、この町の子どもたちの未来、さらに子育ての若いお母さん・お父さんをこの町が応援する」その証として、これまで描いてきた新保育園の構想を実現することが、いま何よりも大切です。

また「東栄病院特別会計への繰出金」の主なものは、給与費として「医師報酬」に充当するものです。昨年度末、議会において非常勤医師の報酬額を認めており、加えてほかの病院からの医師派遣費用なども含めて予算計上されています。今後のこの町の医療の在り方として「医療センター」への検討も進められているが、現在、東栄病院へ通院されたり、入院している方々が引き続き安心して医療が受けられる体制を維持することは行政として当然の責務です。この町の医療の在り方を広く論議を進めていくと同時に、医療体制の継続性と安定性を維持するためにも特別会計への繰出金の必要性は明らかです。

なお今回、財政調整基金の一時繰り入れなどによる歳入確保の側面もあり、長期的な財政運営の在り方の論議とともに政策評価・行政評価など、これまでの行政施策の客観的な評価システムを構築することが求められています。この取り組みは限られた行政職員で効率的かつ最大の行政の効果を生み出し住民福祉に寄与するものであると同時に、職員の「やりがい」を作っていくものでもあります。これらへの対応を遅滞なく行うことを求め、今回上程されている補正予算に賛成するものです。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第44号の件を挙手による採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長（伊藤芳孝君）

はい、挙手多数であります。

よって、議案44号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について』の件は、原

案のとおり可決されました。

----- **議案第 45 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第 5、議案第 45 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。議案第 45 号の質疑に入ります。はじめに、東栄病院事業特別会計補正予算説明書「収益的収入及び支出」、「資本的収入及び支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の 7 ページ、8 ページでございます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 45 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **同意案 2 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 6、同意案第 2 号『東栄町教育委員会教育長の任命について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

同意案第 2 号 東栄町教育委員会教育長の任命について。

下記の者を東栄町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。平成 30 年 6 月 19 日提出、東栄町長村上孝治。

氏名 佐々木尚也、生年月日 昭和 33 年 1 月 25 日、住所 東栄町大字振草字古戸根羽 24 番地。任期は平成 30 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 3 か年。提案理由につきまし

ては、任期満了による任命でございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

同意案第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で同意案第2号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので討論は省略して、直ちに採決いたします。本件に、同意することにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって同意案第2号『東栄町教育委員会教育長の任命について』の件は、原案のとおり同意されました。
ただ今から事務局に同意案を配布させますので、よろしくお願いいたします。

事務局 同意案第2号の配布

ここで暫時休憩といたします。

議長（伊藤芳孝君）

ただいま、町長から「新教育長に挨拶をさせたい」との申し出がありましたので、議長においてこれを許可します。佐々木尚也君の入場と発言を許可します。
（佐々木尚也君 入場）

議長（伊藤芳孝君）

ここで教育長に就任されます佐々木尚也君に、発言を許可いたします。

佐々木尚也君

失礼をいたします。古戸の佐々木尚也でございます。まずは就任にご同意を頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。この3月末に設楽中学校を定年退職するまで38年間、主に小学校・中学校に勤務をしてまいりました。東栄町では、平成元年から3年間月小学校でお世話になりました。この間、小中学校の勤務が多く社会教育とか教育行政に関しての経験は決して多くはありません。加えて大変微力でございますので心配するところはございますけども、自分が生まれた町、自分を育ててくれた郷土東栄町のために精一杯尽力をするつもりでございます。教育は未来の幸せを実現するための長期的な営みであると考えております。これから町民の皆様の願いをとらえ、子ども達と町民の皆様の未来のために町長さんの描くまちづくりの教育に係る部分を、懸命に実現をしてまいりたいと思っております。そうは申しましても何分浅学菲才の身であります。議員の皆様にはご指導とご支

援を賜りますようお願いを申し上げます。貴重なお時間を割いていただきご挨拶の機会を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

議長（伊藤芳孝君）

教育委員会 教育長に就任されます佐々木尚也君の挨拶が終わりました。教育行政進展のため一層のご活躍をお願いし、ご期待申し上げます。

佐々木尚也君が退場します。

（佐々木尚也君 退場）

----- 意見書第 1 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

会議を再開します。次に、日程第 7、意見書第 1 号『あいち森と緑づくり税、及びあいち森と緑づくり事業の継続を求める意見書（案）の提出について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、8 番」の声あり）

はい、8 番 議会運営委員長。

8 番（柴田吉夫君）

意見書第 1 号「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書（案）の提出について。

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書（案）を東栄町議会会議規則第 13 条の規定により提出する。平成 30 年 6 月 19 日提出、提出者 東栄町議会議員 柴田吉夫。賛成者 東栄町議会議員 峯田明。

内容の詳細説明につきましては、議会事務局長から朗読説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

はい、議会事務局に説明をさせます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

失礼します。「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」の継続を求める意見書（案）について朗読させていただきます。

本町は、森林が総面積の 91%を占めており、古くから林業が基幹産業として位置づけられ、また豊川流域における水源地域としての県土保全の役目を担ってきている。

北設楽郡 3 町村及び新城市では、平成 21 年度の「あいち森と緑づくり税」の導入及びそれに伴う「あいち森と緑づくり事業」に実施に合わせ、同年 4 月に揃って「森づくり基本条例」を制定し、各市町村において「森づくり基本計画」を策定し、奥三河圏域全体で計画的に森

づくりを推進してきた。

材価の低迷等により森林所有者の経営意欲が低下している現状からも、引き続き景気に左右されない安定的な制度により間伐などの森林保全施策を着実に進めていくことが重要であり、森林の公益的機能を維持する上で、「あいち森と緑づくり事業」は非常に大きな役割を果たしてきた。

よって、平成 30 年度を期限とする「あいち森と緑づくり税」及び「あいち森と緑づくり事業」が引き続き継続されるよう、下記の事項について強く要望する。

1 森林整備を着実に進めるための安定的な制度として継続すること。2 市町村それぞれの森林整備の進捗や実情等を鑑み、現場の意見なども適宜取り入れて更に弾力的な仕組みとすること。3 引き続き、都市緑化や環境学習活動への支援を行うとともに、地域木材の利活用資する取り組みを拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。愛知県北設楽郡東栄議会。意見提出先は愛知県知事でございます。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、意見書第 1 号の質疑を打ち切ります。本件は、討論を省略して、直ちに採決に入ることに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。意見書第 1 号の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

は、ご異議なしと認めます。よって、意見書第 1 号『あいち森と緑づくり税及びあいち森と緑づくり事業の継続を求める意見書（案）の提出について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 8『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。

議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。

ここでお諮りします。委員長から、申し出のとおり「閉会中の継続審査」に付することに、

ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、「閉会中の継続審査」に付することに決しました。

閉会

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、『平成 30 年第 2 回東栄町議会定例会』を閉会いたします。

議長（伊藤芳孝君）

ここで平松教育長から挨拶がありますので、ご着席ください。

教育長（平松伸一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言感謝の言葉を申し上げたいと存じます。

平成 27 年 7 月より 3 年の任期にて努めさせていただきましたが、今月末日がその任期となります。この間は議員の皆さん、多くのご支援並びにご指導ご鞭撻賜りましたこと、誠にありがとうございました。新しい教育委員会制度での教育長ということで、就任当初は初めてのことも多く、関係者の皆様にはご迷惑をおかけしたこともあったかと存じますが、努めさせていただく中で大変多くの方々とも出会い、本職の重要性も教えていただきました。しかしながら 2 年ほど前、1 カ月の休養を頂く事態を招いてしまい町長はじめ議員の皆様にもご心配をおかけしたかと存じます。その様な中ではありましたが、平成 28 年に開催された 16 年ぶりの町民体育祭や今夏中には移送を完了するカメラ・写真パネルの処理など、自らにおいては精一杯努めさせていただいたつもりでございます。まだまだ本町における教育行政の課題は多く存在いたしますが、先ほど任命されました後任の佐々木尚也教育長は、その経験・実績・知見等申し分ない方でありますので、子ども達をはじめ町民皆様のためご尽力いただけるものと確信し安心いたしているところでございます。

今後におきましては、まずは体を休めながら町民参加のまちづくりに協力してまいりたいと存じます。議員各位におかれましては、ご健勝にてますますのご活躍をご祈念申し上げます。

以上、余はつくせませんが感謝の言葉といたします。3 年間誠にありがとうございました。

<閉会 11 : 29>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
